



事 務 連 絡
平成31年2月20日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター
所長 殿

三重労働局労働基準部
健康安全課長

リーフレット「医療保険業に従事する皆さまへ～被ばく線量の見える化のために～」の周知について（依頼）

日頃より、労働安全衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、放射線審議会が関係省庁へ通知した「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」（平成30年3月2日付け原規放発第18030211号）では、眼の水晶体の等価線量が20ミリシーベルトを超える作業者が医療保健業に多いことが示されていることから、特に医療保健業に従事する労働者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進する必要があります。

つきましては、電離放射線障害防止規則に基づく対策の遵守徹底及び放射線測定器の適切な装着等の被ばく低減対策について、別添のリーフレットをご活用いただき、貴団体等の会員等関係者に対する周知をお願い申し上げます。

なお、本リーフレットは、厚生労働省ホームページ内の次のURLで掲載しておりますので、ご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000477618.pdf>

